

その質問、 チャットボットに 相談してみませんか？



税務職員ふたば

所得税の確定申告

のご相談は

令和4年1月11日から

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用
はこちらから！



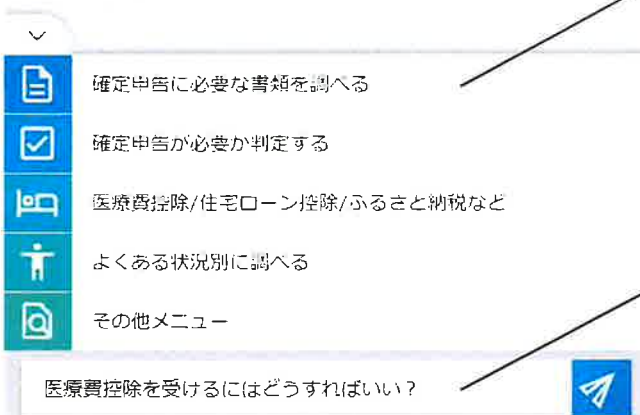
国税庁
税務相談チャットボット



質問のしかたは 2 通り

こんばんは！ 税務職員ふたばです！
所得税の確定申告でよくあるご質問にお答えします。
今日はどんなご用ですか？

1 メニューから選択する



2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクををクリック



国税庁
税務相談チャットボット



医療費控除を受けるにはどうすればいい？

「医療費控除の申告手続と必要書類」ですね。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、この明細書を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

なお、医療費の領収書は、税務署に提出する必要はありませんが、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

参考情報:

- 医療費を支払ったとき（医療費控除）
- 医療費控除を受ける方の記載例（令和2年分・年末調整を受けた給与所得者が医療費控除を受けるとき）

- ・チャットボットは、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。